

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	グラスエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	グラスエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,071,000千円 H33.3.31まで	H28.3.8 コトヌで (同日)	日本側 塚原大蔵在ベナン 大使 サリウ・アカデ ベナン側 イリ外務・アフリカ統合 ・仏語圏・在外ベナン人 大臣	H28.4.1 93号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	H28.10.11 コトヌで (同日)	日本側 塚原大蔵在ベナン 大使 オレリアン・ア ベナン側 ペンシ外務・協力大臣	H28.10.24 409号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。